

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	特定建設作業の騒音の限度の方法等の改善命令	
根 拠 法 令	徳島県生活環境保全条例	
根 拠 条 項	第36条第2項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	<p>1 処分の要件 条例第36条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているとき。</p> <p>2 処分の内容 条例第36条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は、特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。</p>	
	参 考 事 項	<p>条例第36条第1項 (罰則) 第151条 徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。</p>
	設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)